

羽村駅西口区画整理事業について

「区画整理事業に協力しない」という関係者はすでに300人を超えていると聞いている。この数は地権者の3割にもなる。にもかかわらず市は強行している。市が今すべきことは、事業を凍結し、関係者との話し合いを積極的に進め、意見を聞き、今後新たな方向性を決定すべきである。一人ひとりの財産と将来に大きなマイナスを与え、また、羽村市の環境にも深い影響を及ぼす羽村駅西口区画整理事業は、決してこのまま進めるべきではない。

質問 地権者全員の仮換地案を関係者全員に公表すべきと考えるがどうか

市長 仮換地の全体図面や路線化図は原則公開。個別事項に関する調書類については個別説明。

区画整理事業で自分の土地がどうしてそのようになるのか。また、他の人はどうなるのか、そしてその理由はどういうことなのか地権者全員が確認出来なければ、市に対して意見を述べる事が出来ない。個別事項はプライバシーと市は言うが、個人の職歴・病歴・家族構成等がプライバシーである。区画整理事業は個人が行うわけではなく、公共性、安全性の名で、羽村市が実施している事業である。むしろ羽村市は積極的に公開し、関係者の納得が得られるように努力すべきである。

江戸川区一之江西部では？

江戸川区が施行。「換地設計の供覧」が行われた。会場は仕切られた壁面に500分の1の換地設計の図面と従前図が貼られ、図面にはそれぞれ各筆毎に権利者氏名と地積が細かく記載され自由に見比べられる。

区の説明では
どのみち将来、換地計画として縦覧する。
同じ街区内の地権者同士が日照や相隣関係を配慮しあって建築できることを促す。

区画・再開発通信 378

無料法律相談のお知らせ

11月13日(火)
午後1時30分より
場所は日本共産党羽村市委員会にて
電話 579-2132

予約が必要です。

質問 仮換地案に納得が行かない場合は変更ができるのか

市長 仮換地案について納得ができない場合には、市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、羽村駅西口区画整理審議会の意見を聴き、施行者がその内容を検討し総合的に判断することになります。このことから、提出された意見書につきましては、全て審議会の意見を聴くこととなりますが全ての意見が変更対象となるものではありません。

質問 駅前広場に係る地権者全員の合意はとれたのか

市長 現段階では、駅前周辺の建物等の移転補償調査を進めており、事業の必要性についてはご理解をいただいておりますので、仮換地案を示すことにより、合意が得られるものと考えています。

清算金がいくらになるか心配です この声に応え

羽村でも仮清算制度の検討を
東京都足立区六町地域(都施行)

現在、清算金は全ての建物等の移転・工事の完了後でなければ金額はわからないと市は説明しています。これでは、地権者は心配です。現に羽ヶ上の区画整理では多額の請求が来て「とても払えない」と多くの方から不満が出されました。このような心配を無くすために東京都施行で進められている足立区の六町地区では、「仮清算制度」が検討されています。これは換地処分を行う前に、仮に算定した清算金(仮清算金)の徴収または交付をおこなうことを言います。ですから、施行地区内の全ての権利者について換地設計案と同時に清算金の概算額も発表します。都では現在、審議会と話しながら準備をしているそうです。

「生存権裁判を支える西多摩の会」が誕生!!

誰もが、様々な理由で生活に困窮することがあります。そんな時、憲法第25条に基づいて、国民に「健康で文化的な生活」を保障するのが生活保護制度です。ところが国は、生活保護費にかかるお金を引き下げたため、高齢者と母子家庭の生活保護費を大幅に削りました。高齢者の場合毎月10万円の支給額から1万8千円も削ったのです。これでは憲法が定める生活を維持することは困難です。

そのような中で、都内で12名の高齢者の方が、保護費減額の取り消しを求めて裁判を闘っています。

西多摩でも2名の方がこの裁判に加わっています。西多摩でも「生存権裁判を支えよう」と会が発足しました。日本共産党羽村市議団もそれぞれ個人で加入し、この裁判勝利へむけ署名も集めました。